

第5回宮城地方最低賃金審議会議事録

令和3年9月28日(火)午前9時30分
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

工藤委員、熊谷委員、桑原委員、内藤委員、柳井委員

労働者代表

阿部委員、釜石委員、照井委員、

使用者代表

阿部委員、稲妻委員、大内委員、佐藤委員、成田委員

補佐 ただ今から、令和3年度第5回宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開となっております。

始めに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。

公益代表委員	<u>5</u> 名
労働者代表委員	<u>3</u> 名
使用者代表委員	<u>5</u> 名

以上13名が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、会議が成立していることを報告いたします。

なお、労働者側代表委員の佐野委員と新関委員は、事前に本日欠席である旨御連絡をいただいておりますので、御承知おき願います。

審議会の開催に当たりまして、宮城労働局長から御挨拶を申し上げます。

局長 皆様おはようございます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先ずは、私から、今般最低賃金に関する基礎調査の集計誤りを発生させてしまいましたことについて、皆様にお詫びを申し上げたいと思います。誠に申し訳ありませんでした。

(事務局一同 起立・低頭)

この基礎調査結果は、最低賃金の審議において、県内の労働者の賃金実態を把握するうえで、大変重要な資料ですが、今回、基礎調査結果の集計誤りを発生させてしまい、しかも集計内容について事務局の確認も十分行うことなく、結果としまして、審議会に不適切な資料を提出してしまったことになり、誠に申し訳なく、重ねてお詫びを申し上げます。

今回、基礎調査の集計誤りによりまして、影響率等の集計内容を修正することとなりました。今年度の最低賃金は、新型コロナウイルス感染症による雇用や経済への影響が厳しいものがある中、委員の皆様には、目安や各種資料等を基に大変な御苦勞をいただきながら、決定したという経緯がございました。

このような中で、大変申し訳ございませんが、集計誤りが今年度の最低賃金の審議に与えた影響につきまして、御審議いただきますようお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

補佐 それでは、議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。

会長 議題の(1)最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて、これまでの経緯と集計結果の修正について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 説明させていただきます。

お配りしております資料の1を御覧いただきたいと思います。

「1の概要」にあるとおり、本省から指摘がありまして、「令和3年最低賃金に関する基礎調査」について、7月30日の第1回宮城県最低賃金専門部会に資料提出した集計結果に誤りがあることが判明しました。影響率集計結果の訂正内容については、別添の正誤表のとおりで2枚目を開けていただきたいと思います。具体的には、未満率が本来1.18%のところ1.19%で、0.01ポイント多くなっており、28円上げた場合の影響率ですが、本来17.98%のところ17.91%で、0.07ポイント少なくなっておりました。

誤りが発生した原因は、2に記載あるとおり、2点あります。

1点目は、本省から提供された集計用アクセスファイルに、回答データに不備があった場合にデータ修正しても「時間当たり賃金額」が自動的に再計算されないとの不便な仕様だったこと、がございません。

2点目は、同アクセスファイルに、特定の操作をすると「1日の

所定労働時間数」が正しい数値の 10 分の 1 に自動修正されるバグがあったことによります。

本省からは、6 月 16 日にこれらのバグ等に対応するための方法がメールにて通知されていたところでございますが、バグ等の具体的な内容について明確に言及されておりませんでした。対処法となる手順のみの通知でございました。当局の担当者がこれを実施する必要性を見逃して、結果として集計誤りが生じたものでございます。

再発防止対策は、3 の方に記載させていただいております。本省としての対策と労働局としての対策がございます。

本省としては 4 点ございます。

1 点目、集計用アクセスファイルを改修してバグを取り除くとともに、全体的に労働局の作業手順がよりシンプルなものとなるよう、アクセスファイル全体にわたる改修を令和 4 年調査までに行う。

2 点目、集計用アクセスファイルの改修は今年度中速やかに行い、バグが早期に発見できるよう納品物のチェックを行う期間を十分に設ける。また、大きな変更が伴う改修については複数の職員でより念入りにチェックする。

3 点目、労働局に対してイレギュラーな作業指示等を行う際は、指示発出前に本省の担当職員以外の職員によるチェックも受け、指示内容が分かりやすいものとする。その際、いつ・誰が・何のためにする作業であるかが明らかとなるようにする。

4 点目、万が一、翌年以降においても、集計誤りにつながりかねない重大なシステムの不具合等が調査実施中に見つかったときは、メール連絡で済ませるのではなく、全国会議の場でも具体的な指示・説明を行う。

宮城労働局としては、過年度の集計結果表と見比べる等し、異常値等がないか複数の職員で確認する。

これらを今後確実に実施することいたしました。

次に資料 2 を御覧いただきたいと思います。こちらが修正した「賃金実態調査結果報告」になります。御確認いただければと思います。この報告書の説明は、省略とさせていただきたいと思います。

私からの説明は以上とさせていただきます。

会 長 　ただ今の説明に質問、意見はありますか。

（質疑応答）

会長 次に、議題の(2)今年度の地域別最低賃金の審議への影響について、委員から、本事案に対する受け止めと今年度の審議結果への影響にかかる評価について、発言をお願いしたいと思います。

まずは私の方から、今年度の専門部会長として、今回の事案に対する受け止めについて一言申し上げます。

ただいま労働局長から報告のありました今年度の最低賃金に関する基礎調査において、集計誤りが生じたことは誠に遺憾であります。最低賃金は、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の実業の支払能力の三要素を総合的に勘案して決定することとされています。県内の労働者の賃金実態を表す基礎調査の結果は、最低賃金を検討する上で、極めて重要な指標であります。

今年度においては、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響が厳しいものがある中で、中央最低賃金審議会から示された目安を参考にして、公労使の各委員は、事務局から提供される各種資料を勘案しながら、宮城県にふさわしい最低賃金を真摯に議論し、決定するに至りました。

基礎調査の集計誤りは、内容によっては審議会の議論をミスリードする可能性があり、その結果は、県内の労働者の生活及び経済に大きな影響を及ぼすということを事務局はあらためて強く自覚していただくようお願いします。

事務局には猛省を促すとともに、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止を徹底し、信頼の回復に努めていただきたいと思います。

今年度の審議において、最低賃金の引上げ額を議論する上で、基礎調査に基づく影響率の資料は重要な資料のひとつでありました。このため、その誤りは、内容によっては、審議結果にも影響を与える可能性があります。今回の再集計による影響率の変動はあるものの、今年度の最低賃金は例年と同様に、影響率だけをもって決定したわけではなく、他の指標やその他の諸事情も勘案の上、総合的に判断した結果であることから、今年度の審議結果はに直接影響を及ぼすまでのものではないと考えております。

したがって、今回の集計誤りを理由として、今年度の審議結果について、再審議する必要性はないと考えております。

それでは、労使委員から御発言をお願いします。まずは労働者側委員からお願いします。

阿部委員 (労働者側として) 私、阿部の方から発言させていただきます。

部会長と同様の意見となりますけれども、今年度、令和 3 年度の審議に当たりまして、労側としましても様々な状況、データ等を精査した上で審議しておりました。しかしながら、参考にするデータとして今回集計誤りがあった、影響率、未満率につきましては、全体を見る中でも非常に重要なデータであったことは間違いないかと思っております。来年度に向けて、また本日から最低賃金の専門部会が始まりますけれども、こういったデータ類に関しましては、しっかりと事務局の方でも確認した上で提出していただきたいと思いません。

影響についてでありますけれども、今回、正しい方のデータを見させていただいた際には、部会長からもありましたけれども、全体を確認した上での審議結果ということもございます。労側としましても、今年度の影響につきましては、無いものとして再審議の必要はないということで受け止めてございます。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。では、使用者側委員の発言をお願いいたします。

成田委員 使用者側として成田から発言をさせていただきます。先ほど会長からも、基礎調査に基づく影響率の資料は重要な資料のひとつであり、その内容によっては審議結果にも影響が出る可能性があった、という御指摘がございました。使用者側からは専門部会の審議において、28 円引き上げた場合の影響率を取り上げまして懸念を述べさせていただいた経緯があります。そうした数値が誤っていたこと自体は大きな問題であり、事務局には反省をしていただきたいと思っております。

ただし、今回の誤りは、審議結果を歪めるほどのものではありませんし、その審議結果は他の指標等を勘案した上で採決をしたものであることから、使用者側としても再審議の必要はないものと考えます。以上です。

会 長 御意見ありがとうございます。そのほか御意見のある方は、ございませんか。

委 員 (なし)

会 長 では、皆様の御意見をまとめますと、今回の集計誤りを理由とし

て、再審議の必要はないという結論でよろしいでしょうか。

委員 (委員の賛同)

会長 それでは、今回の集計誤りを理由として、再審議の必要まではないという結論で、審議会として了承いたします。

事務局におきましては、基礎調査は重要な指標であることを再確認し、再発防止対策を徹底し、審議会からの信頼回復に努めていただくよう、お願いいたします。

そのほか事務局から、何かございますでしょうか。

局長 ただいまは、御審議ありがとうございました。大変御迷惑をおかけしました。

最低賃金は、労働者の生活、地域経済に大きな影響を及ぼすということで、ただいま、委員の皆様からいただきました御意見、工藤会長からは猛省するよというお言葉、また、労働者側、使用者側、それぞれ基礎調査は重要なデータであるということでもしっかり確認するよ、やはり、大きな大きな問題であるということなので、今後はしっかりするよというお言葉をいただいたところでございまして、私共、これを肝に銘じ、職員一同、胸に深く刻みながら、今後は適正に統計調査を実施して、今後の最低賃金審議会に正確な資料を提出し、充実した審議をいただけるよう取り組んでいく必要がある、審議会からの信頼回復に努める必要がある、という認識をいたしました。

今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長 次に、議題(3)「その他」ですが、事務局からお願いします。

賃金室長 前回の審議会で説明に1点訂正がありますので説明させていただきます。前回の審議会で、特定最低賃金について12月15日に発効するためには、10月18日(月)までに答申をいただく必要がある旨申し上げましたが、正しくは10月14日(木)までの誤りでございました。訂正させていただきます。10月14日(木)までに答申をいただくようお願いできればと思います。以上でございます。

会長 それでは、ただいま事務局から説明のありましたように、12月

15日の統一発効に向け、10月14日までに取りまとめることを前提にして審議を進めるようお願いいたします。

委員（了承）

会長 それでは、本日の審議会はこれで終了します。
本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

補佐 これを持ちまして、本日の審議会は終了いたしましたので、傍聴の皆様には、会場からの退室をお願いします。

閉会